

平成 25 年第 8 回庄原市議会定例会

所管事務調査中間報告書

広島県庄原市議会

総務財政常任委員会

目 次

1. 超高速情報通信網整備及び防災行政無線整備について・・・・・・・・・・	1
目 的	
方 法	
審議の背景	
これまでの取り組み	
経 過	
審議の論点	
委員会活動の経過	
2. 住民へのコミュニティ告知の現況・・・・・・・・・・	4
住民への告知手法と課題	
庄原市における防災行政無線等の現状	
3. 県内自治体の状況（行政視察）・・・・・・・・・・	6
コミュニティ FM について（尾道市）	
4. 参考人からの意見について・・・・・・・・・・	10
5. 通信事業者からの提案について・・・・・・・・・・	12
6. 委員会としてのまとめ・・・・・・・・・・	16

添付資料（平成 25 年 11 月 13 日 総務財政調査会への担当課提出資料より）

- ・ 超高速情報通信網及び告知システムの整備手法・・・・・・・・・・別紙 1
- ・ 住民が利用できるサービスと想定月額利用料・・・・・・・・・・別紙 2
- ・ 総括【告知システムの整備手法 比較検討資料】・・・・・・・・・・別紙 3
- ・ 超高速情報通信網整備と告知システム整備に係る機能等比較表・・・・・・・・・・別紙 4

参考資料（国土交通省 HP より）

- ・ 社会資本整備総合交付金に関する資料

1. **超高速情報通信網整備及び防災行政無線整備について**

〔目 的〕

超高速情報通信網整備及び防災行政無線整備についての調査を行うため

〔方 法〕

- ・ 担当課からの聞き取り及び通信事業者からの聞き取り
- ・ 参考人による市民意見等の聞き取り
- ・ 先進地視察による情報収集

〔審議の背景〕

「新市まちづくりの基本方針」（新市建設計画より）

情報共有

住民も行政もみんなが情報を共有する『あたらしいまち』をつくれます。

《計画の考え方》

広い面積（1,246 k^m²）に多数の基幹集落、小集落が点在する新市において、多様な地域課題に対応するためには、連携による便利なまちづくりを進める必要がある。高速通信技術を活用する基本的な方向性を示して、「情報の過疎地」の解消のため、情報化を計画的に推進する。

〔これまでの取り組み〕

庄原市議会総務財政常任委員会では、防災行政無線整備、高速情報通信網整備等について、平成 23 年に岐阜県郡上市、平成 24 年に岡山県新見市の自治体等の取り組みなどの先例を調査し、報告を行っている。

〔経 過〕

平成 25 年度当初予算案に情報通信ネットワーク環境の整備事業として、超高速情報通信網整備（4 カ年計画）及び防災行政無線施設整備（6 カ年計画）の 2 つの大型事業が提案された。

この 2 事業については、庄原市情報通信網整備検討委員会で、整備に向けての提言書が送付されているが、議会では、新規の大型事業であり、さらに長期間に及ぶものは新たな執行者にゆだねるべきと判断した。また、整備手法や将来性、財源の計画等も深める議論をすべきであり、当該事業スタートは拙速であるとした。このため、2 つの事業費を減額修正（4 億 5 千万円余）し、平成 25 年度からの事業実施は見送ることとなった。

平成 25 年度予算案から削除する修正案を議決した議会は、新体制（平成 25 年 4 月改選：定員 20 名）になること、首長も改選となることを鑑みて、これまでの積み重ねと成果をふまえて、しっかりした議論や対応、そして責任が求めら

れており、議会内で論議し、方向性について調査活動を行うこととした。

〔審議の論点〕

平成 25 年 3 月定例会において、本市議会は、平成 25 年一般会計当初予算から、超高速情報通信網整備及び行政無線整備の 2 つの事業について減額修正をおこなった。その理由は、主に次の 2 点である。

1. 新規の大型事業は、さらに長期に及ぶもので、新たな執行者にゆだねるべき。
2. 議論が不十分であり、さまざまな意見があり、今後、検討・協議の余地がある。

※事業をすべて取りやめることではなく、情報通信技術は日進月歩であり、超高速情報通信網整備と防災行政無線の事業を一体化し、総合的に取り組む手法も必要

【超高速情報通信網整備】

- ・ 一部地域優先の民設民営方式による事業推進は、住民サービスの公平性から問題があり、全市に展開すべき。
- ・ 将来の高速通信の変化、向上等を考えれば、今からこの手法による整備はいかなものか。

【防災行政無線整備】

- ・ 告知システムを情報通信基盤整備とあわせて実施している例もあり、多用途にわたる運用を検討すべき。
- ・ 地域振興基金を財源とするのではなく、他の有利な財源を見極めて実施するべき。

〔委員会活動の経過〕

平成 25 年第 6 回市議会定例会において、「超高速情報通信網整備事業」「防災行政無線整備事業」について、閉会中も継続して審査していくことを決定した。

2 つの整備手法について、それぞれ調査・研究を重ね、総務財政常任委員会としての一定の方向性を導き出すための議論をおこなった。

年 月 日	事 項	調査事項等の内容
平成 25 年 7 月 12 日	総務財政調査会	住民への迅速な告知を行うための整備手法について
平成 25 年 7 月 22 日	総務財政常任委員会	過去の経緯、今後の調査について検討
平成 25 年 8 月 5 日	総務財政調査会	超高速通信網整備事業等の特徴的な機能及び技術面での問題点について
平成 25 年 8 月 22 日	総務財政調査会	2 つの事業における財政上の課題について

平成 25 年 10 月 2 日	総務財政調査会	通信事業者による説明〔民設民営（補助金）方式及び公設民営方式による整備手法等について〕
平成 25 年 10 月 9 日	行政視察	コミュニティ FM について(尾道市)
平成 25 年 11 月 1 日	総務財政常任委員会	行政視察のまとめ及び方向性に関する議論
平成 25 年 11 月 13 日	総務財政調査会	超高速情報通信網整備及び防災行政無線整備に関する整備手法及び財源に関する検討状況について（執行者側より説明） ○ 超高速情報通信網 ・都市計画区域及び支所周辺の光ケーブル + 携帯電話の電波を利用した超高速情報通信 ○ 告知システム ・防災行政無線
	総務財政常任委員会	参考人の意見を求めることに関する協議（招致者について）
平成 25 年 12 月 5 日	総務財政常任委員会	参考人の意見を求めることに関する協議
平成 25 年 12 月 9 日	総務財政常任委員会（参考人招致）	市内の企業代表者・市民から整備方針や情報通信の必要性などについて意見聴取
平成 25 年 12 月 10 日	総務財政常任委員会	参考人からの意見まとめ
平成 25 年 12 月 11 日	総務財政常任委員会及び調査会	通信事業者による光回線を利用した告知システムの提案説明
平成 25 年 12 月 11 日	総務財政常任委員会	光回線を活用した告知に関する担当課の意見及び財政上の課題について確認
平成 25 年 12 月 12 日	総務財政常任委員会	議論の経過及び意見の集約
平成 25 年 12 月 18 日	総務財政常任委員会	所管事務調査中間報告の確認

〔出席委員〕

垣内秀孝 宇江田豊彦 赤木忠徳 岡村信吉 松浦 昇 五島 誠

2. 住民へのコミュニティ告知の現況

(H25.7.12 総務財政調査会提出資料より抜粋)

〔住民への告知手法と課題〕

地域	現在の告知手法	課題	
庄原	広報車による告知 ※庄原農協西支店管内においては、有線放送。川手町では自主的に導入された無線による告知放送(エリアトーク)	災害等の緊急時、迅速に住民へ連絡する手段がない	告知手段に地域差がある
西城・東城	オフトーク通信	平成27年3月以降は故障対応が困難	
口和、高野、比和、総領	防災行政無線	機器の老朽化	

〔庄原市における防災行政無線等の現状〕

(総務財政常任委員会 平成24年第1回定例会 所管事務調査中間報告書から一部抜粋)

防災行政無線（アナログ）

地区名	整備年度	概要
口和地区	H元～H9	【同報系固定局】 基地局・中継局(2)・子局(21) 戸別受信機(368) 【陸上移動局】 基地局・車載(13)・携帯(11)
高野地区	H8～H9	【同報系固定局】 基地局・屋外空中線(159)・子局(14) 戸別受信機(842) 【陸上移動局】 基地局・車載(21)・携帯(5)
比和地区	H4	【同報系固定局】 基地局・ 固定局(7)(屋外5、支所内1、中継局「いでがはら」1) 固定局(2)(比和町同報無線利用者協議会分) 戸別受信機(680) 【陸上移動局】 基地局・車載(18)・携帯(9)

総領地区	H 3 ～ H 1 5	【同報系固定局】 基地局・中継局（2）・屋外子局（33） 戸別受信機全世帯設置（約 740） 【陸上移動局】 基地局・車載（12）・携帯（9）
------	-------------	---

【同報系】

災害時に地域住民に対して避難勧告などを伝達し、平常時には市町村からの行政情報の連絡に活用されている。

【移動系】

災害時に被災地の被害状況や復旧状況の連絡に活用し、平常時には一般行政事務の連絡などに活用されている。

無線放送エリアトーク（アナログ）

地区名	整備年度	概要（使用期限 H 3 4 . 1 1 . 3 0）
庄原地区 （川手上・中・下・沖自治会）	H 2 0	【同報系固定局】 基地局・戸別受信機全世帯設置（320） 庄原市及び備北消防組合庄原消防署の緊急防災情報発信システムとの接続要望（H 2 3）

有線系情報伝達

地区名	整備年度	概要
庄原地区 （有線放送）		庄原農協が運用する有線放送（西支店管内）
西城地区 （オフトーク通信）	H 1 0	庁舎内に放送センターを設置し公共施設 28、事業所 19、加入世帯数 1,515 に受信装置を設置し NTT 電話回線網を利用した、単一方向の放送設備
東城地区 （オフトーク通信）	H 4	有線放送電話を廃止し NTT 回線を利用する「オフトーク通信サービス」に移行。（宅内装置 3,500 台）

3. 県内自治体の状況（行政視察）

コミュニティ FM について

〔目的〕

防災行政無線整備等について、県内自治体の取り組みを調査し、本市の情報告知手法を考える。

〔期日〕

平成 25 年 10 月 9 日（水）

〔視察先及び視察事項〕

（広島県尾道市及び尾道エフエム放送株式会社）コミュニティ FM について

〔参加委員名〕

垣内秀孝 宇江田豊彦 赤木忠徳 岡村信吉 松浦 昇 五島 誠

〔視察内容〕

尾道市の概況

平成 17 年 3 月 28 日に御調町・向島町と合併、平成 18 年 1 月 10 日に因島市・瀬戸田町と合併し、現在の尾道市が誕生した。尾道市は、広島県の東南部に位置し、瀬戸内海に点在する島々からなる南部、本州沿岸を中心とした中央部及び内陸盆地からなる北部で構成されており、面積は 284.85 平方キロメートルを有している。

- 人 口（平成 25 年 3 月末現在） 145,921 人
- 世帯数（平成 25 年 3 月末現在） 64,799 世帯
- 面 積 284.85k m²

尾道市では、行政情報の提供や災害時における緊急放送、防災情報の提供、地域情報の提供を行うための手段のひとつとして、コミュニティ FM を活用している。（北部の御調地域および FM 電波の受信できない地域を除く）

尾道エフエム放送(株) 会社概要 （尾道市提供資料より）

1. 設立 平成 11 年 4 月 19 日
2. 開局 平成 11 年 6 月 1 日
3. 株式の状況 1 株の額面金額 50,000 円
 - 株式数 ・会社が発行する株式の総数 4,000 株
 - ・発行済み株式の総数 1,000 株
4. 資本金総額 5,000 万円 ※尾道市の出資額 1,000 万円（200 株）
5. 発起人
尾道市、尾道商工会議所、かもめ信用金庫、(株)ミヤジ
6. 設立の背景

開局の前年、秋の台風により人的な被害を伴う災害が発生したことを契機に、防災情報の発信、災害緊急時の情報伝達手段として、コミュニティ放送局開局

の機運が高まった

また、瀬戸内しまなみ海道の開通に合わせ、地域情報の発信を図ろうと、開局に向けて準備が進められた。

7. 経過

● 平成 11 年 6 月 1 日 開局

周波数：79.4MHz

空中線：10W

送信所：千光山

可聴エリア：尾道市・向島町及びその周辺

尾道市 26,222 世帯：カバー率 79.3%

向島町 5,498 世帯：カバー率 92.8%

● 平成 14 年 6 月 1 日 アンテナ移設（高見山へ：一番高い山）

移設に伴い出力 10W から 20W へ増力

可聴エリア：尾道市・向島町・沼隈町・内海町及びその周辺（約 117,500 人）

尾道市 34,157 世帯：カバー率 79.3%

向島町 6,431 世帯：カバー率 100.0%

沼隈町 2,064 世帯：カバー率 48.3%

内海町 1,104 世帯：カバー率 82.6%

● 平成 22 年 12 月 1 日 アンテナ移設（高見山内移設）

可聴エリア：旧尾道市・向島地区・因島地区・瀬戸田地区・福山市沼隈町・内海町及びその周辺（約 134,700 人）

（可聴エリア拡大による増加分）

因島地区 4,399 世帯：カバー率 37.9%

瀬戸田地区 2,765 世帯：カバー率 71.4%

● 平成 24 年度 放送設備整備

⇒ 重要設備の更新・通信施設の二重化により、冗長性の確保と安定的な放送の提供を図り、市政・防災情報の伝達媒体としての機能充実。

● 平成 25 年度 因島中継局開設（予定）

可聴エリア拡大尾道市南部島嶼部（因島・瀬戸田地区）

8. 尾道市のエフエム活用事例

- ・ 市政番組「インフォメーションおのみち」・「おのみちライフ」での行政情報提供
- ・ 災害時における緊急放送、防災情報の提供
- ・ 自主制作番組による地域情報の提供など

【参考】

(1) 尾道エフエム放送(株) ～平成 24 年度決算～

株主資本計	41,713,851 円
	資本金 50,000,000 円
	利益剰余金 ▲8,286,149 円
損益計算書の経常収益	33,459,713 円 ※民間からの支援含む
尾道市委託料	10,605,400 円
	(内訳) 市政番組放送委託 6,995,500 円
	災害情報放送委託 3,609,900 円
放送施設整備補助金	12,547,500 円

【参考となった事項】

- ・ コミュニティ放送として、地域情報を発信し、町の活性化や防災に大きな役割を果たし、24時間情報を発信していること。
- ・ ラジオで情報を発信するため、通勤や買い物など、車でドライブ中も視聴可能。また、職場、仕事、自宅で家事をしながら、雑誌を読みながら、パソコン、スマートフォン・タブレット端末など、多様な方法で聴ける。
- ・ 災害時における緊急放送では、ラジオの電源が自動で入り、告知ができること。

【課題・問題点】

- ・ 開局以後の運営・経営経費が多めで、民間企業も参画できる可能性も充分検討すべきである。(庄原市の現況から課題が多い)
- ・ 平坦地、島嶼部は、可聴エリアが 100%カバー出来るが、山間部は多くのアンテナを有しても、100%のカバーが出来にくい。たとえ、100%のカバーが出来たとしても、視聴率 10%前後であるため、他の防災情報手段の補完的役割でしか無い。したがって、庄原市にエフエム放送を導入すれば、導入経費が多大となり、しかも、他の防災情報の設備が必要と考えられる。
- ・ エフエム放送の制作・放映は、主に尾道市からの委託料に支えられている。年間約 3000 万円～5000 万円の費用負担が必要と考えられる。
- ・ 防災情報と地域情報発信の役目を担うものの、無線方式（一部有線）であり、可聴エリア設備に問題点がある。
- ・ 体制整備をしても、利用率（視聴率）15%前後の現況に、機能として問題点がある。
- ・ 地形として、庄原市の場合、山や谷が広く多くある地域なので、中継局や鉄塔など施設整備に多額な費用を必要とするのではないかな。
- ・ ラジオ広告での収入が見込めないのではないかな。

〔行政視察を通しての提言〕

- ・ 市域が広範であり、それなりの設備資本が膨大と考えられる。加えて、地勢等から情報受信カバー率も低くなる。同様な事業を当市に導入することは良好とは考えにくい。
- ・ 本市における市民の願いである個人にかかる情報については、放送法との関わりもあり、まず不可能だと感じた。
- ・ 発信においては、本市のロケーションから考えても、多額の出資になること。今後の管理経費についても、負担がたいへん多くなることが考えられる。
- ・ 放送局経営について考えれば、人材を確保することが大変難しいと思う。
- ・ コミュニティFMは、あくまで防災情報等の補助的な部分が強く、それ単体では多様なニーズのカバーは難しいと思われる。
- ・ 別の方法（有線利用も含む）をメインとし、そのカバーでFMやメールサービス、Facebook等を位置づける方が良い。（二重、三重のカバー）
ただ、その割には費用や人的負担が大きいので、よく吟味する必要がある。
- ・ 非常に面白い活用もできるので（若年ターゲットなど）、一考の価値はあるように思う。
- ・ 庄原市は1,246K㎡と広大であり、その上典型的な山間地域、可聴エリア整備には相当な資金が必要。
- ・ 第3セクター立ち上げには、しっかりとしたスポンサーが必要。当市の現状では、多くを期待できない。
- ・ FM放送は市内1局となり、地域で求められる告知情報発信方法には問題が多い。
- ・ エフエム放送は、家の中のラジオや車のカーラジオ、スマートフォンなどでも視聴できるなど、あらゆる互換性がある点はメリットであるものの、上記の主たる理由により、当市における告知情報機能確保の方法として、FM放送は適していないと考える。

4. 参考人からの意見について

「超高速情報通信網整備事業」及び「防災行政無線整備事業」の方向性について、市民の意見を参考にしながら討議に反映させるため、市内各地域（庄原 2 名、旧町 6 名）より 8 名の参考人を招致し、2 つの事業に関する意見を聴取した。

参考人の職業分野は、企業活動、自治会活動、産業振興（農業）活動等をされている方々で、女性（2 名）の方も参画の会議であった。

〔期 日〕

平成 25 年 12 月 9 日（月）13：00～15：40

〔場 所〕

庄原市役所 5 階 第 1 委員会室

〔意見の概要〕

- 企業を運営する側のものとしては、東京や近畿圏との競争可能となるためには、通信網整備は必要不可欠である。工業団地に光が無いということは、進出しようとする企業にとってネックである。
- ADSL のレベルでは、通信量が少なく、ロスが多い。また、アナログからデジタルへ変わるなかで、ADSL は現状からして限界ではないかと考える。
- 海外とのビジネスには光通信が不可欠である。そして、設計図等はデータ量が大きく、転送に時間がかかっている。
- 市全域に光通信網を整備する必要性はない。市の財政バランスシートを踏まえるべき。防災行政無線は早急にやってほしい。
- 地域の福祉関連の施設充実に寄与するものは必要。防災無線は情報発信していくうえで、非常に重要である。携帯不感地域があり解消をお願いしたい。
- イターン者の希望としては、都会にあるものを田舎にも必要。地域外への発信には光通信網は必要。防災無線については、地域情報を地域全員で受信可能なことは大切。
行政告知は必要不可欠。ただ、光通信網は緊急課題ではない。
- 企業者と個人では、光通信、スマホ、タブレットという方法もある。全市光通信が必要とは思わない。情報告知についてはなくなっては困る。
- 携帯不感エリアが 2 箇所ある。
- 参考人のなかで 40 % が光通信が必要である、との見解であったが、不可欠なもの、という評価ではない。
- 企業者は光通信が不可欠である、との主張。地域限定なら、工業団地内とか中心的な医療機関、福祉施設は不可欠である。

〔参考人招致からみえたこと〕

- 参考人は、全域に光通信を、という見解ではなかった。
委員会の意思としては、光通信網整備は避けて通れない、ということであるが、どの程度の光通信網を整備するか、ということは確定的ではない。

不必要、利用がないところに光通信網が必要なのか、ということになるのではないか。

光通信利用が3割程度では、全域に整備するということにはならないのではないか。

- 参考人の意見は、全域で、という意味がないということではない。
今後の参考人招致について、事前の説明が不足していたのではあるが、意見の主流はこのようであった、というまとめにしたい。
参考人招致から得た情報を委員会とし咀嚼することが必要である。参考人の意見を総務財政委員会としてどのように考えるのかという点の集約が必要である。
委員会として、何のために、光通信網を整備するのかという議論が不足している。
バランスシートについては、市民各層は相当自覚があると判断する。
委員会としてもこの点について、予算現状について踏まえた判断が必要である。
光通信網の整備目的は防災無線行政告知を整備することである。この整備の付加価値として、光通信網の活用用途としてネット通信も可能になるのである。
基本的には、防災行政告知の整備が本筋でありそのための投資である、ということの整理が必要である。
- 携帯電話の不感地域への対応を強く求める意見があった。
- 今回の参考人招致で、意見を求めたのであるが、多少、資料不足の感がある。
- 参考人の意見は意見として集約することが大切。
両方（光・行政告知）を実行すると、行政告知整備が遅れる、という気分があったのであろう。
- 光通信網に投資するということを前提とするならば、それなりの価値議論が避けられない。
光通信網にすると見守り活動の分野でも経費の面で負担減になる。
地域住民に対する福祉活動支援にもなる側面がある。
防災無線はその限りの情報提供である。光との差は歴然である。地域限定性も安定している。
- 市民の意見は広く様々である。多方面からの研鑽が必要である。個人的見解は別である。
- 市民段階では、有線でも無線でも家庭へ届けら得れる情報については同じ価値がある。
光通信網では多様な価値が付加される。
- 基本的にインターネット利用が中心ではない、ということの確認が必要である。
生活情報の伝達ということが基礎である。このことが重要である。

5. 通信事業者からの提案について

超高速情報通信網整備事業について、通信事業者からの説明により情報収集するため、次の２回にわたり、調査会を開催した。

●NTT 西日本広島支店による事業説明（その１）

- ・平成２５年１０月２日（水）
- ・総務財政調査会
- ・説明：NTT 西日本広島支店担当者
- ・主要内容：「民設民営(補助金)方式」「公設民営」方式による整備方式比較ほか

参考資料 P.15 上段

〔説明から得られた情報〕

1. 光通信について

- 市の地域イントラ（既設の光ケーブル）を利用したサービスを、今後NTTとしてやることはない。（規格が違う）
- NTTは無線方式による通信を事業展開しない。（別会社が事業実施）
- 市内全域への光ケーブルを引くことは、NTTとして可能である。（アナログケーブルの総延長は1,250キロ）
- その場合の総事業費は、約40数億円である。（ただし、告知を除く部分）
- 加入率が約30%あれば、NTTとして利益回収は可能と考えている。
- NTTとしては、公設民営方式の場合、設備の更改時に莫大な費用がかかるため、民設民営（補助）方式を奨める。
- 全域での民設民営方式による事業展開も可能性ある。（事業のリスクを吸収できる会社が望ましい。・・・（仮に山間部で赤字でも、都市部で赤字を吸収できる会社など）
- IP告知等の機能を入れると、総事業費は約70億円となる。
- 光利用の場合、オプトークのような月額500円での運営はできない。（採算に合わない。）

2. オプトークについて

- オプトーク通信については、平成２７年２月をもって保守を終了するが、各自治体の要望があれば、利用の延長は可能である。（１年ごとに延長契約により使用は可能）
- ただし、機器の保守は行わないため、センター装置等が故障した場合は、その時点で使用ができなくなる可能性あり。
- 機器については、メーカーにおいて既に製造中止となっているが、特別に自治体から発注し、メーカーが対応してくれれば、継続使用が可能となることもある。

〔問題点・課題〕

- 光ケーブルによる通信は、あくまでインターネットによる告知であり、利用者個人に対して利用料の負担が必要となる。（通常、4,600 円から安価なもので2,800 円程度）
- 加入率により、この負担額をどれだけ抑えられるかがポイントとなる。
- 新たな利用者負担を誰が負担するのか。（全額利用者か市が一部助成するのか）
- 市の補助額は、加入者がどれぐらいあるかによって、大きく異なってくる。（50%を切る場合もあるし、100%を超える補助額の場合もある。）

●NTT 西日本広島支店による事業説明（その 2）

- ・平成25年12月11日（水）
- ・総務財政調査会
- ・説明：NTT 西日本広島支店担当者
- ・主要内容：IP 告知システム（概要）について

参考資料 P.15 下段

■IP 告知システムとは

光通信回線を使用して、地域の情報告知放送を行うシステムで、告知端末を設置することにより、行政からのお知らせ放送（定時・随時）や緊急時の防災情報、地域コミュニティ情報などを音声等により告知できる。

現在西城・東城地域にあるオフトーク通信とほぼ同様に、細かく分けしたグループでの告知が可能である。また、告知のみならず、告知端末からボタン操作による受信確認や独居高齢者世帯の安否確認など、発展的な利用もできる新たな機能を有している。

〔説明から得られた情報〕

- 告知の相手方を細かく（基本仕様で 2,000 グループ）区分して設定することが可能であり、細かな自治会単位での放送にも対応できる。
- 定時放送は、0.01 秒の差は生じるが、ほぼ同時に複数の放送が可能。
- 基本的にオフトーク通信と同様に、細かな地域割での放送や携帯電話などからも放送を入れることが可能（利用者限定）
- 光通信による IP 告知は、バッテリー対応で無い場合、停電時に弱い面もある。
- 光ケーブル敷設費用は最大で 30 億円かかる。
- サーバーの保守料は、年額約 1,700 万円（他市の事例から）
- 既存屋外スピーカーへの接続も可能（経費別途）
- NHK や民間のラジオ放送を流すことも可能（4 チャンネル以内）
- インターネット利用により、ケーブルテレビや光テレビなどへの接続も可能（別途利用料必要）
- IP 電話にすると、市内通話が無料となる。（サーバー設置経費別途要）
- 光電話にすることにより、全国どこでも通話料 8.4 円となる。（現在額）

- IP 告知は、安否確認に利用できるなど、防災無線やオフトークにない新しい機能を備えている。

〔問題点・課題〕

- テレビ難視聴地域の解消への対応（光通信網整備による対応）
- 告知端末(1台 30,000 円)のレンタル制度(現在なし)による、行政負担の軽減
- IP 告知センター装置への国の補助金等の適用による財源確保
- 固定電話を持たず、携帯電話のみの利用者への告知方法の検討
- IP 告知は、防災無線に比べ、全世帯告知の面からは、少し課題を残す。

委員会として、それぞれの評価・欠点を議論して方向性を導きだす。

- ◆慎重に費用対効果について検討する。
- ◆将来の予想される事態への対応。
- ◆有線電話のない世帯にどう対応すべきか。

担当課への確認事項

(主な内容)

Q：IP 告知に対する国の補助金等はないのか。

A：(調査して回答) ストレートに IP 告知に対する補助金等はないが、社会資本整備総合交付金の一部が該当（諸条件あり）

IP 告知に関するセンター装置や避難所への告知端末等は対象
(但し、一般家庭への設置は対象外)

※補助率 (4/10～5/10)

Q：固定電話を設置していない（IP 告知端末設置不可）家庭等への告知手段は。

A：携帯電話によるエリアメールの活用による緊急告知方法が考えられる。

Q：防災無線はどのくらい細分化したエリア設定ができるか。

A：500 グループは可能、ただし、同時に複数エリアでの放送はできない。(時間差を設ける必要あり)

Q：アナログの防災無線はいつまで使用可能なのか。

A：期限はないが、機器の更新ができない状況。

Q：どの事業を選択するかにより、特に公債費等、財政指数の大きな影響を与えるものがあるか。

A：想定している起債額は、コミュニティ FM 事業以外はどれも同じであり、公債費への影響は変わらない。ただし、地域振興基金の取り崩し額がいくらになるかの差はある。

地域振興基金 取り崩し額 (H25.11.13 総務財政調査会提出資料 別紙 3 より)

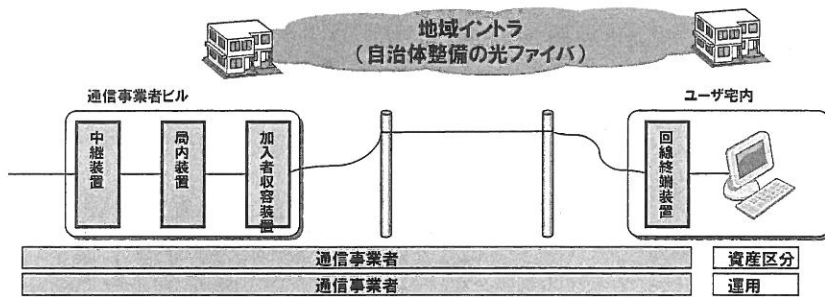
2,347,339 千円 ⇔ 982,774 千円 (差：1,364,565 千円)

(IP 告知方式)

(防災行政無線方式)

民設民営(補助金)方式

自治体様が電気通信事業者のサービス提供に係わる不足する費用の一部を直接財政支援する。サービス開始後は、通信事業者が運用する。



■創設費

- ・整備費用の一部を財政支援

■維持管理費用

- ・全て通信事業者が負担

■職員稼働

- ・自治体職員稼働：補助金交付要綱によるがほとんど職員稼働は不要

■更改費用

- ・全て通信事業者が負担

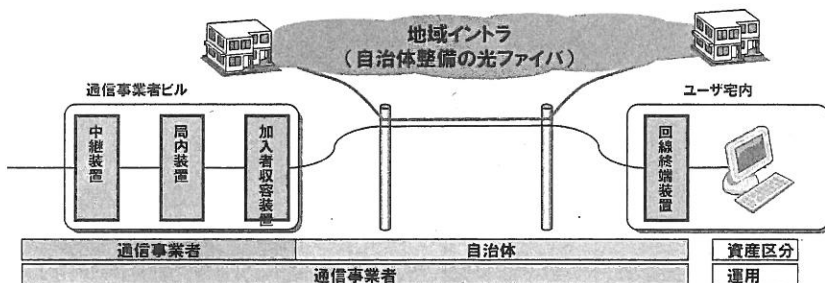
■対象世帯

- ・都市計画区域エリア：113km（計画ケーブル距離）
- ※対象世帯が多い圧倒的に多い
- ・光配線方式：光ケーブル+ドロップ光ファイバ
- ※FTTH普及率40%以上に対応可能

公設民営(IRU)方式

地域イントラ光ケーブル利用時

自治体様が設備構築を行い、通信事業者が借受けてブロードバンドサービスを提供する。(IRU) 初期投資、維持管理費用、更改費用が必要。



■創設費

- ・光伝送路等の整備費用

■維持管理費用

- ・支障移転費用：
 - ※国道・県道の拡張に伴う支障移転は起因者負担のため、実質の自治体負担無し。

■電柱添架費用

- ・IRU設備保守費用：通常IRU賃借料金と相殺可能
- ・新設/廃止/移転費用：利用者へ負担請求で相殺可能
- ・損害保険費用：災害等への対応のため、加入が必要

■職員稼働

- ・自治体職員稼働：維持管理について、通信事業者と工事契約等の契約事務処理等が必要

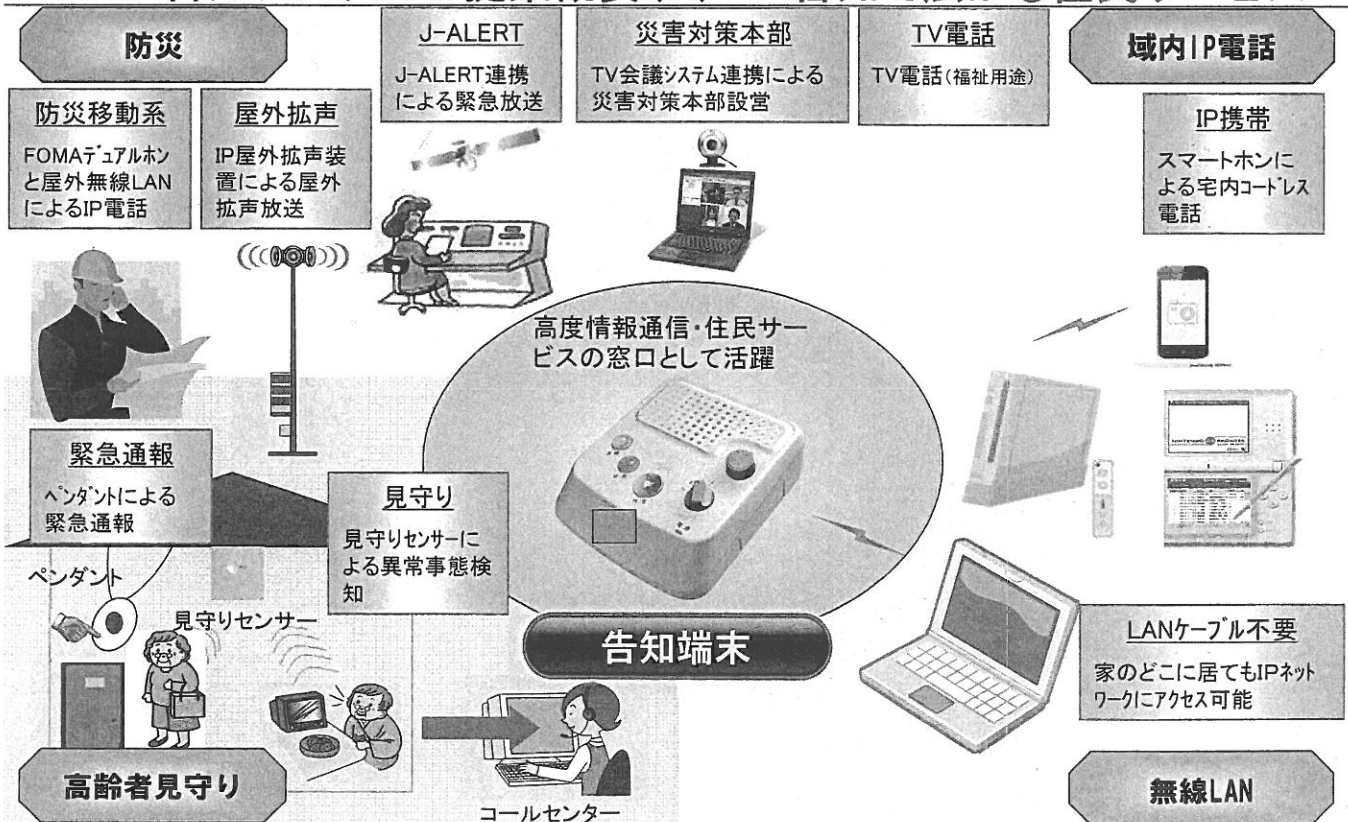
■更改費用

- ・光ファイバ等更改費用：
 - ※法定耐用年数は10年ですが、20年程度を目安に設備更改を考える必要がある。

■対象世帯

- ・地域イントラ敷設エリア：9km
- ※対象世帯数が少ないため、追い張りが必要となる。

2. IP告知システムの提案概要(2) IP告知で広がる住民サービス



6. 委員会としてのまとめ

総務財政常任委員会では、「超高速情報通信網整備事業」「防災行政無線整備事業」について、調査をしてきた。

この2事業は、平成25年度当初予算審議において減額修正とした事業である。議会はその減額修正要因の主たる指摘事項として、

- ① 超高速情報通信網整備事業（以下「光回線整備事業」という）については、議論が不十分で平成25年度からの実施は見送るべきである。
- ② 防災行政無線整備事業（以下「防災無線事業」という）については、財源が全額地域振興基金となっているが、防災という事業性から国の補助金など有利な財源が明確になった時点で執行すべきである。
- ③ 情報通信技術は日進月歩であり、2つの事業の一体的整備の手法等の検討もすべきである。

以上の3点をあげ、さらに大型プロジェクトでもあることから、新市長の新たな事業計画提示後に、施策を検証して展開すべきと判断し、予算案は修正することとなった。

市議会としては、これまで庄原市地域情報化計画（平成18年3月策定）に基づく議論を深めてきた。

しかし、平成25年度の事業として提案のあった、2つの情報化に向けた事業については、議会として減額修正した。このことの責任は重いものと受けとめなければならない。

これらの事実をふまえて新たな委員会は、光回線整備、防災無線整備（資料別紙1、2）の手法、そして、新市長の「庄原いちばんづくり」施策方針により明らかにされているこれらの事業について、所管課から説明を受け調査した。

また、先進地視察、参考人の意見陳述、さらに通信大手業者の意見等を聴取し、精力的に調査、検討を重ねた。

〔資料別紙1〕による超高速情報通信網及び告知システムの整備手法が列記されている方式について、それぞれ精査した。〕

事業推進の方向性として、光回線を民設民営（補助金）方式により整備し、住民への告知については、比較的安価な音声告知による方式を取り入れることが望ましいとの意見が多く出された。

光回線通信整備と告知システムを同時に整備する方式
【光ケーブル（民設民営）＋音声告知端末（公設公営）】

理由としてあげられた事項について、以下報告する。

- ① 減額修正時において出された意見の1つである、2つの事業が一体的整備できること。(防災行政無線整備のみでは、インターネット環境の向上につながるが、光回線を利用すれば、情報告知と併せた通信環境の向上が図られる。
- ② 全市民を対象とした事業推進が図られること。
- ③ 双方向通信機能を有するため、高齢者見守り等の安全を図るための活用ができること。
- ④ 告知情報の配信方法を細かく設定することが可能であり、自治会や消防団(各班)に至るまで、地域実態に合わせた細かな告知ができること。
- ⑤ 告知システム内でのIP電話は無料で、地域外でも安価な通話が可能となり、市民の通話料軽減につながる。(ただし、新たな機器設置が必要となり、財政的な負担を伴う。)
- ⑥ 事業費が莫大となるため、市民にも応分の負担を求めるべきとの意見もあった。そして、前項で述べたようなかたちで通信料をより安価にし、その差額によって、告知端末機器のレンタル料に充当する考え方もあること。
- ⑦ 告知端末について、調査前は光回線の利用により複雑な操作を伴うものとの認識が強かったが、IP告知端末はオフトーク通信と同様な音声告知であるため、簡易で使いやすいものであること。
- ⑧ 光回線を全域に敷設することにより、市域どこでもさまざまな活用を図ることができること。
- ⑨ 参考人招致における、都市部との競争可能となるためには、通信網整備は必要不可欠であるとの企業者の要望に応えることも同時にできること。
- ⑩ 補助事業等の特定財源を確保できる可能性があり、これも視野に入れた今後の検討が必要であること。(公設公営の一部)
- ⑪ 全域に光ケーブルが敷設されれば、携帯電話不感地域解消のための投資が減額される可能性があること。
- ⑫ 今日においても解消されていないテレビ難視聴地域の対策や、将来にわたり多額の投資をした、地上デジタル放送受信設備更新にかかる経費を削減できること。
- ⑬ 地域振興基金は、合併以降増減はあったものの35億を堅持してきた。この事業は庁舎建設以来の大型プロジェクトであり、全市の地域コミュニティにつながる事業であるので、地域振興基金を充当することも適当ではないか。
- ⑭ 超高速情報通信網整備事業は、本市にとって急がなければならない重要課題であること。

などの積極的な意見が出された。

その他、議論の過程においては、執行者が提案する整備手法（都市計画区域と支所周辺に光ケーブル整備と防災行政無線・携帯電話不感地域解消を併せて実施）案が、財政面や通信技術の進歩を勘案すれば適当ではないかとの意見もあった。

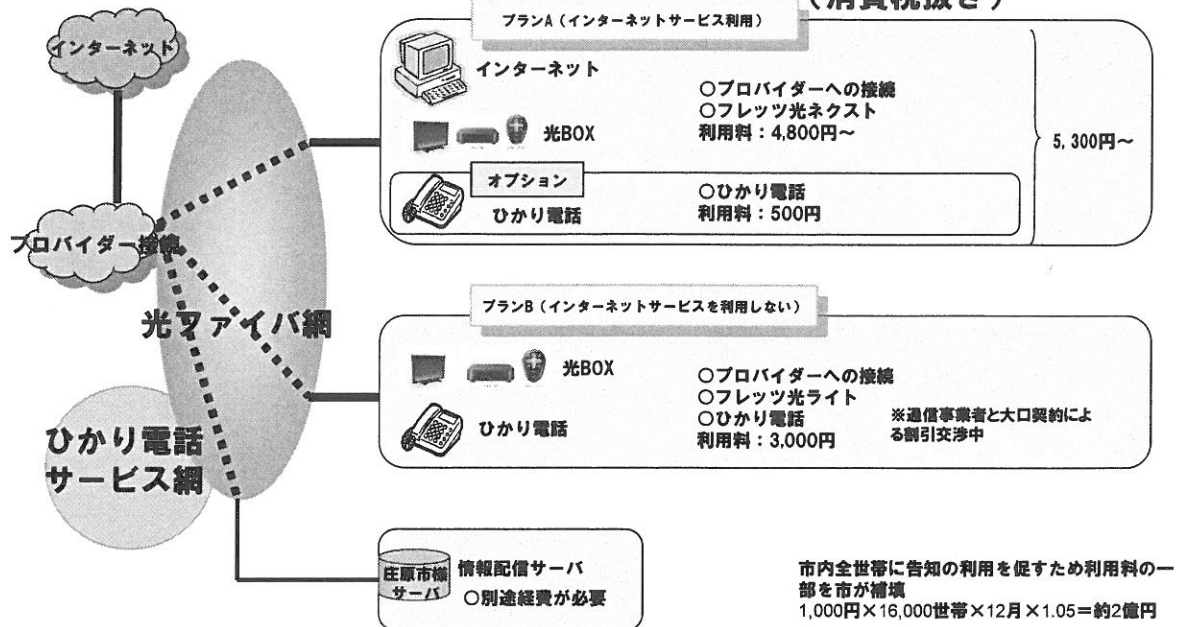
本事業は、かつての庁舎建設事業費を上回る、本市の大型プロジェクト事業であり、住民にとって何が必要なのか、将来の展望を見据えたうえでの選択が必要である。

以上、委員会として事業展開についての方向性を示したが、本事業はより多くの市民参加が必要であり、周知徹底とあわせ、あらゆる機会での情報発信を行い、より多くの市民の理解と協力により計画的に推進されたい。

超高速情報通信網及び告知システムの整備手法

		超高速情報通信網と告知システムを同時に整備				告知システムのみ整備		超高速情報通信網のみの整備 (現在の計画に携帯電話のエリア整備を追加し、市内全 域で超高速情報通信の利用を可能とする)		告知システムと超高速情報通信網を 一括して整備した場合の経費		
整備手法 (整備運営方式)		有線			複合	無線		有線	無線	③+⑤+⑥の計	④+⑤+⑥の計	
		①-1 光ケーブル(民設民営)+ テレビに接続する告知端末 (公設公営)	①-2 光ケーブル+ 告知端末 (公設公営または公設民営)	①-3 光ケーブル(民設民営)+ 音声告知端末(公設公営)	② (光ケーブル+無線)+ 告知端末 (公設公営または公設民営)	③防災行政無線 (移動系を除く) (公設公営)	④コミュニティFM放送 (公設民営または民設民営)	⑤光ケーブル (民設民営)	⑥携帯電話の電波を利用した 超高速情報通信 (公設民営)			
整備エリア		全域				全域	全域(一部難聴地域あり)	市内都市計画区域内 及び支所周辺	携帯電話の不感地域			
整備から30年間に必要 となる経費総計(不要と なる経費を除く) A+B+C-D		約94億円	約129億円	約67億円	約95億円	約28億円	約21億円	約3億円	約15億円	約46億円	約39億円	
整備事業費 (A)		約44億円 (事業者への市からの補助額:42億円) (端末機器は市が購入:2億円)	約70億円	約46億円 (事業者への市からの補助額:30億円) (端末機器、サーバは市が購入:16億 円)	約52億円	約21億円	約11億円	約9億円	約7億円	約37億円	約27億円	
運営に係る 経費(年額)		約2億円 (市民の告知システム加入 促進のための補助)	約1,000万円 (告知の運営に係る市から の委託費)	約1,700万円 (サーバ保守料・端末機器 保守・回線利用料)	約1,000万円 (告知の運営に係る市から の委託費)	約1,000万円	約3,000万円	0円	約500万円	約1,500万円	約3,500万円	
30年間のランニング コスト総額 (B)		約60億円	約3億円	約5億円	約3億円	約3億円	約9億円	0円	約2億円	約5億	約11億	
整備から30年間の 施設更改経費(C)		告知端末等 10年 2億円×2回	光ケーブル15～20年 60億円×1回 センター機器・告知端末等 10～15年 10億円×1回	サーバ・放送設備(3箇所) 7年 3億円×4回 告知端末 10年 9億円×2回	光ケーブル15～20年 31億円×1回 センター機器、告知端末 等 10～15年 21億円×1回	屋内受信機、中継局 20年 10億円×1回	放送設備等 15年 4億×1回 専用FMラジオ 20年 3億円×1回	—	通信設備 10年 2億×2回 光ケーブル15～20年 2億×1回			
		約4億円	約70億円	約30億円	約52億円	約10億円	約7億円	0円	約6億円	約16億円	約13億円	
整備により不要となる 経費(30年で試 算)(D)		約14億円	約14億円	約14億円	約12億円	約6億円	約6億円	約6億円	0円	約12億円	約12億円	
		本市光ケーブ ル更改費用 (6億円)	6億円	6億円	6億円	—	—	6億円	—			
		オプートーク通信 関連経費 (0.1億円/年)	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	—	—		
		防災行政無線 関連経費 (0.1億円/年)	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	—	—		
		携帯電話基地 局整備に係る 伝送路整備 (2億円)	2億円	2億円	2億円	—	—	—	—	—		
特定財源		起債(過疎、辺地)、元気臨時 交付金	起債(過疎、辺地) 若干の国庫補助(情報通信利 用環境整備推進交付金)	起債(過疎、辺地)、元気臨時 交付金	起債(過疎、辺地) 若干の国庫補助(情報通信利 用環境整備推進交付金)	起債(過疎、辺地、緊急防災・ 減災事業)、元気臨時交付金	公設による整備に対する 起債(過疎)	起債(過疎)	起債(過疎・辺地) 国庫事業:無線システム普及 支援事業 ※携帯電話事業者との合意が 条件			
受信端末		テレビに接続する端末	告知端末		屋外拡声子局 告知端末	屋外拡声子局 屋内受信機	FMラジオ・専用FMラジオ	—	—			
伝達情報種別		文字、映像、音声(緊急時の み)	音声、文字、映像	音声	音声、文字、映像	音声、文字、FAX	音声	—	—			
停 電 対 応	親局、センター		発電機		発電機	発電機	発電機					
	屋外 拡声子局	—	—	—	蓄電池24時間	蓄電池24時間	蓄電池24時間	—	—			
	端末	別途バッテリーが必要	別途バッテリーが必要	バッテリー	別途バッテリーが必要	乾電池	乾電池	—	—			
県内導入事例		事例なし	公設民営:三次市 (㈱三次ケーブルビジョン:第3 セクター)	事例なし	公設民営:安芸高田市 (中国ブロードバンドサービス)	江田島市、安芸太田町	福山市、東広島市、尾道市 ※すべて第3セクターによる運 営	江田島市 (NTT西日本)	—			

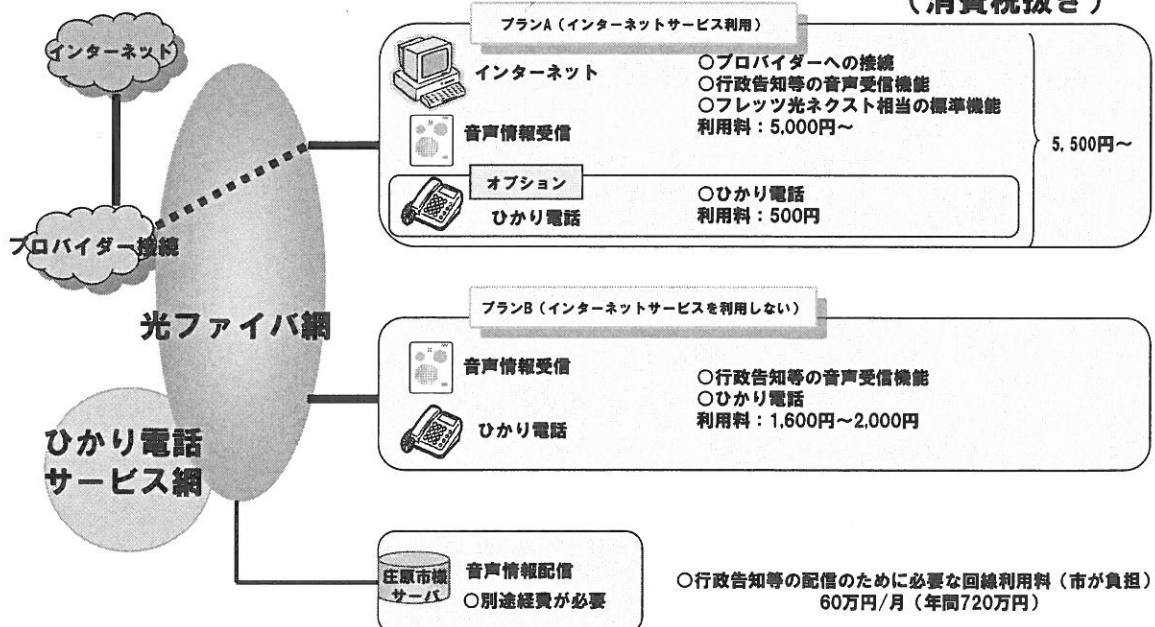
◇①-1での住民が利用できるサービスと想定月額利用料
(消費税抜き)



◇固定電話加入者がプランBへ移行した際の料金比較 (通話料を除く)



◇①-3での住民が利用できるサービスと想定月額利用料
(消費税抜き)



◇固定電話加入者がプランBへ移行した際の料金比較 (通話料を除く)



総括【告知システムの整備手法 比較検討資料】

平成25年11月13日
総務財政調査会資料
別紙3

整備手法1:全光ケーブル整備手法

内容:市内全域に光ケーブルを民設民営で整備し超高速通信網及び住民告知システムの整備を図る。
(住民告知は光BOX)

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
①-1光(民設・民営)	4,555,029	0	2,128,800	2,111,569	158,727	155,933	6,000,000
※(a)の内補助金返還金	78,646						※事業完了後の地域振興基金残高 1,675,300
※(a)の内繰上償還金	77,287						

整備手法2:全光ケーブル整備手法

内容:市内全域に光ケーブルを整備し超高速通信網及び住民告知システムの整備を図る。

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
①-2光ケーブル	7,155,933	800,000	2,128,800	3,786,869	0	440,264	300,000
※(a)の内補助金返還金	78,646						※事業完了後の地域振興基金残高 0
※(a)の内繰上償還金	77,287						

整備手法3:全光ケーブル整備手法

内容:市内全域に光ケーブルを民設民営で整備し超高速通信網及び住民告知システムの整備を図る。
(住民告知はIP告知)

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
①-3光(民設・民営)	4,790,799	0	2,128,800	2,347,339	158,727	155,933	510,000
※(a)の内補助金返還金	78,646						※事業完了後の地域振興基金残高 1,439,530
※(a)の内繰上償還金	77,287						

整備手法4:光ケーブルと無線を融合整備手法

内容:市内全域に光ケーブルと無線により超高速通信網及び住民告知システムの整備を図る。

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
②光+無線	5,345,851	742,228	2,128,800	2,318,890	0	155,933	300,000
※(a)の内補助金返還金	78,646						※事業完了後の地域振興基金残高 1,467,979
※(a)の内繰上償還金	77,287						

整備手法5:光ケーブルと防災行政無線による整備手法

内容:都市計画区域内及び各支所周辺を民設民営の光ケーブルで超高速通信網整備し、防災行政無線で住民告知システムの整備を図る。

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
③防災行政無線	2,141,501	0	1,000,000	982,774	158,727	0	300,000
⑤光(民設民営)	1,039,267	0	909,000	0	0	130,267	0
⑥携帯電話不感地域解消	700,000	440,000	219,800	0	40,200	0	200,000
合計	3,880,768	440,000	2,128,800	982,774	198,927	130,267	500,000
※(a)の内補助金返還金	65,701						※事業完了後の地域振興基金残高 2,804,095
※(a)の内繰上償還金	64,566						

整備手法6:光ケーブルとコミュニティFMによる整備手法

内容:都市計画区域内及び各支所周辺を民設民営の光ケーブルで超高速通信網整備し、コミュニティFMで住民告知システムの整備を図る。

(単位:千円)

整備手法	整備費 (a)	財源内訳					30年間の 運営費(b)
		国・県	地方債	地域振興基金	その他	一般財源	
④コミュニティFM	1,100,000	132,820	800,000	167,180	0	0	900,000
⑤光(民設民営)	1,039,267	0	909,000	0	0	130,267	0
⑥携帯電話不感地域解消	700,000	440,000	219,800	0	40,200	0	200,000
合計	2,839,267	572,820	1,928,800	167,180	40,200	130,267	1,100,000
※(a)の内補助金返還金	65,701						※事業完了後の地域振興基金残高 3,619,689
※(a)の内繰上償還金	64,566						

※整備費:整備に係る事業費<A>+整備に伴う補助金返還金+整備に伴う地方債繰上償還金<C>

超高速情報通信網整備と告知システム整備に係る機能等比較表

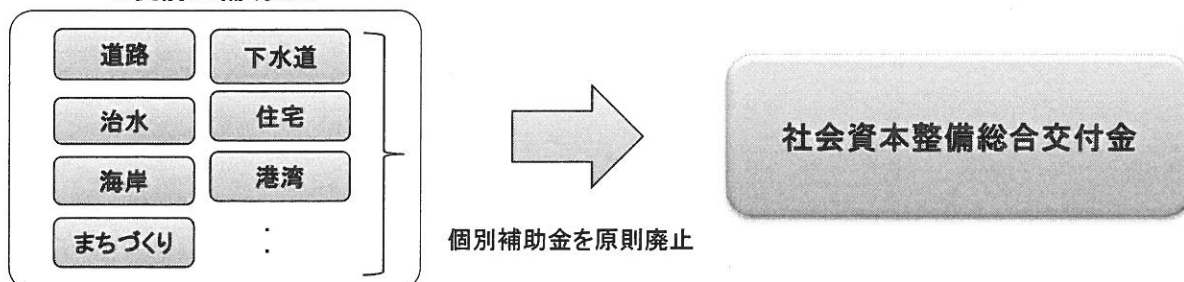
平成25年11月13日
総務財政調査会資料
別紙4

機能項目		①-1 光ケーブル(民設民営)+ テレビに接続する告知端末(公設公営)		①-2 光ケーブル+ 告知端末 (公設公営または公設民営)		①-3 ・光ケーブル(民設民営)+ 音声告知端末(公設公営)		② (光ケーブル+無線)+ 告知端末 (公設公営または公設民営)		③+⑤+⑥ ・防災行政無線 ・都市計画区域内及び支所周辺への光ケーブル ・携帯電話の電波を利用した超高速情報通信網		④+⑤+⑥ ・コミュニティFM放送 ・都市計画区域内及び支所周辺への光ケーブル ・携帯電話の電波を利用した超高速情報通信網	
超 高 速 情 報 通 信	通信容量の制限	○	制限なし	○	制限なし	○	制限なし	○	制限なし	△	⑤は制限がないが、⑥の携帯電話の通信利用において、7GB／月以上利用した場合、動画サービス利用が困難	△	⑤は制限がないが、⑥の携帯電話の通信利用において、7GB／月以上利用した場合、動画サービス利用が困難
	通信サービス速度 (最高速度)	○	1Gbps(1000Mbps)	○	1Gbps(1000Mbps)	○	1Gbps(1000Mbps)	△	200Mbps	△	⑤は1Gbps、⑥は100Mbps	△	⑤は1Gbps、⑥は100Mbps
	携帯電話の不感地区の解消	△	建物内へ携帯電話事業者が提供する無線機器を設置することにより、建物内での携帯電話不感の解消を図ることができるが、屋外は建物の周りのみの解消となる。	△	建物内へ携帯電話事業者が提供する無線機器を設置することにより、建物内での携帯電話不感の解消を図ることができるが、屋外は建物の周りのみの解消となる。	△	建物内へ携帯電話事業者が提供する無線機器を設置することにより、建物内での携帯電話不感の解消を図ることができるが、屋外は建物の周りのみの解消となる。	×	このサービス形態による携帯電話 屋内無線機は提供されていない	○	携帯電話不感地区の解消が可能	○	携帯電話不感地区の解消が可能
	技術革新への対応	○	民設のため、通信技術の向上に容易に対応可能	×	公設のため、通信技術の向上に対応するためには、新たに公費の投入が必要となる。	○	民設のため、通信技術の向上に容易に対応可能	×	公設のため、通信技術の向上に対応するためには、新たに公費の投入が必要となる。	△	⑤民設のため、通信技術の向上に容易に対応可能 ⑥事業者の判断による	△	⑤民設のため、通信技術の向上に容易に対応可能 ⑥事業者の判断による
告 知	市内全域への告知	○	可能	○	可能	○	可能	○	可能	○	可能	×	不可能
	耐障害性(通信経路)	×	通信経路が有線のため、災害に弱い	×	通信経路が有線のため、災害に弱い	×	通信経路が有線のため、災害に弱い	×	基幹の通信経路が有線のため、災害に弱い	○	通信経路が無線のため、災害に強い	○	通信経路が無線のため、災害に強い
	緊急時での放送遅延	△	遅延の可能性がある	○	遅延なし	○	遅延なし	○	遅延なし	○	遅延なし	○	遅延なし
	停電時の対策	×	別途大型バッテリーの購入が必要	×	別途大型バッテリーの購入が必要	△	バッテリーで動作。各世帯でのバッテリー交換は困難	×	別途大型バッテリーの購入が必要	○	停電時は乾電池で動作。各世帯での交換も容易	○	停電時は乾電池で動作。各世帯での交換も容易
	平時の情報取得容易性	×	リモコン操作が必要となり、高齢者等は使いにくいことが懸念される。	○	定時に自動で音声などによりお知らせを行うことができる。	○	定時に自動で音声によりお知らせを行うことができる。	○	定時に自動で音声によりお知らせを行うことができる。	○	定時に自動で音声によりお知らせを行うことができる。	△	お知らせ番組を聴くためには、ラジオの電源の投入が必要
	端末の動作環境	×	地上デジタルテレビと接続が必要	○	単体で動作可能	○	単体で動作可能	○	単体で動作可能	○	単体で動作可能	○	単体で動作可能
	端末の持ち出しの可否	×	持ち出しが出来ない	×	持ち出しが出来ない	×	持ち出しが出来ない	×	持ち出しが出来ない	○	持ち出し可能	○	持ち出し可能
	グループ放送	×	機能なし	○	機能あり。③や④と比較し、多くのグループを組むことが可能	○	機能あり。③や④と比較し、多くのグループを組むことが可能	○	機能あり。③や④と比較し、多くのグループを組むことが可能	△	機能はあるが、①-3と比較し、グループを組める数が少ない。また、異なる内容を同時に複数のグループへ放送することができない。	△	機能はあるが、①-3と比較し、専用端末ではグループを組める数が少ない。また、異なる内容を同時に複数のグループへ放送することができない。
	放送内容の自由度	○	文字による行政情報、商用伝達が可能	○	行政情報、商用放送も可能	○	行政情報、商用放送も可能	○	行政情報、商用放送も可能	×	行政情報のみの放送に限定される。	○	行政情報、商用放送も可能
事業費・財源	整備事業費	約44億円		約70億円		約46億円		約52億円		約37億円		約27億円	
	整備事業費の財源												
	地方債	約21億円		約21億円		約21億円		約21億円		約21億円		約19億円	
	地域振興基金	約21億円		約38億円		約23億円		約23億円		約10億円		約2億円	
整備から30年間に必要となる経費	約94億円		約129億円		約67億円		約95億円		約46億円		約39億円		

概要

- ◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援。

<従前の補助金>



特長（従前の補助金との違い）

- ◇これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

社会資本整備総合交付金の特長

ポイント

- ◇地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

これまで	新交付金
個別施設ごとにタテ割りで補助採択	計画全体をパッケージで採択
個々のハード整備にだけ使用	基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可 (関連社会資本整備事業) メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可 (効果促進事業：基幹事業の効果を促進するハード・ソフト事業)
補助金が余れば返還か繰越手続 (他には回せない)	計画内の他事業に国費の流用可 (予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可 ⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。
国が詳細に事前審査 個々のアウトプットに着目	地方自らが目標を設定し、事後評価・公表 計画全体としてのアウトカムに着目

概要

◇ 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

- ※ 計画期間 3～5年
- ※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定
- ※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

・ 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策の取組み

※ 老朽化したインフラの長寿命化など計画的・戦略的な維持管理の取組み、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の耐震化等による安全性向上、密集市街地等の防災性の向上、防災公園の整備 等

・ 地域における総合的な生活空間の安全確保の取組み

※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等

・ 効果促進事業の活用による効果的な取組み

- ※ ハザードマップ作成、避難計画策定、避難訓練 等
- ※ 効果促進事業は全体事業費の20%目途(社会資本整備総合交付金と同様)

特長

◇ 防災・減災、安全を実現するメニューに特化。

◇ 対策の一層の充実のため、交付金の支援対象メニューを拡充

※ 天井などの非構造部材まで含めた住宅・建築物の耐震化、既設エレベーターの安全確保、宅地の液状化対策 等

個別補助金と比較した交付金制度の特長

ポイント

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上

個別補助金

個別施設ごとにタテ割り
で補助採択

個々のハード整備にだけ
使用

補助金が余れば返還か
繰越手続
(他には回せない)

国が詳細に事前審査
個々のアウトプットに着目

交付金制度

計画全体をパッケージで採択

基幹のハード事業と一体的に行う他種の事業を自由に選択可
(関連社会資本整備事業)
メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可
(効果促進事業:基幹事業の効果を促進するハード・ソフト事業)

計画内の他事業に国費の流用可
(予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可
⇒ 返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能。

地方自らが目標を設定し、事後評価・公表
計画全体としてのアウトカムに着目

防災・安全交付金の特長

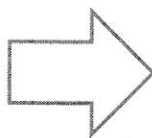
個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手をさらに向上

多様な事業を総合的にバックアップ

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

防災・減災、安全に資する以下の事業

- 道路 ○ 港湾
- 治水 ○ 下水道
- 海岸 ○ 都市公園
- 市街地 ○ 住宅
- 住環境整備 等

関連社会資本事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)
- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

○ 計画の目標実現のため基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○ 全体事業費の2割目途

(例)

- ・ ハザードマップの作成・活用
- ・ 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・ 防犯灯、防犯カメラの整備

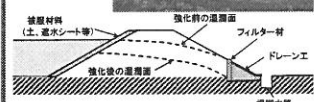
◆インフラ老朽化対策

例) 橋梁・トンネルの補修



◆事前防災・減災対策

例) 河川堤防の緊急対策



◆生活空間の安全確保

例) 通学路の交通安全対策

例) 電線地中化



◆効果促進事業の活用

例) ハザードマップ作成・活用

例) 水防訓練の実施

